

教 特 第 5 4 号
令和2年（2020年）4月20日

各 教 育 局 長 様
各道立特別支援学校長

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

特別支援学校における臨時休業期間中の登校日の設定等と学校再開後の対応
について（通知）

この度の臨時休業期間中の対応については、令和2年（2020年）4月17日付け教健体第56号「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業について」により通知したところですが、休業期間中の登校日の設定については、令和2年（2020年）4月17日付け教健体第66号『Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更についてにおいて、「児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を適切に設定することも考えられること」と示されていることを踏まえるとともに、学校再開後の対応については、令和2年（2020年）4月6日付け教義第25号「学校の再開後の分散登校の実施について」に基づき、次により適切に対応いただくようお願いします。

なお、令和2年（2020年）3月9日付け教義第1496号『分散登校』の実施については廃止することとします。

記

- 1 臨時休業期間中の登校日の設定等について
 - ・児童生徒等の心身の健康状態や学習状況の把握等を行うことを目的として実施するとともに、大型連休中の指導も含め、学校再開に向けた生活リズムを整えるよう適切に指導すること。
 - ・実施する場合は、4月27日（月）～5月1日（金）の期間に1回程度とするなど、必要最小限にとどめること。なお、教育課程上の取扱いは、授業日とすること。
 - ・「3つの密」（密閉、密集、密接）を避けるため、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用など、感染予防の徹底を図ること。
 - ・学校給食を提供する場合は、令和2年4月8日付け教健体第33号「分散登校時における学校給食等の対応について」を踏まえること。
 - ・来校相談や家庭訪問など、個々のニーズに応じたきめ細かな支援に努めること。
- 2 学校再開後の対応について
 - ・学校の再開に当たっては、令和2年3月27日付け教健体第1096号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の再開に当たっての留意事項について」に基づくこと。
 - ・なお、5月7日（木）、8日（金）については、臨時休業期間の長期化に伴う子どもの心身の負担等を考慮し、通常の学校生活に円滑に移行できるよう、児童生徒等の実態に応じて教育活動の工夫をすること。
 - ・この2日間での部活動は実施しないこと。
 - ・学校給食への対応は、上記1と同様とすること。

特別支援教育課特別支援教育指導係
健康・体育課学校給食指導係